従四位に叙する
櫻井　清
正五位に叙する（各通）
佐野　史郎
舘田　邦男
菅原　芳弘
正六位に叙する
安藤　善之　佐藤　堅一
従六位に叙する（各通）
飯倉　豊　板野　忠勝
（広島県警視）
坂井　郡二
堀井　憲治
吉村　勇
正七位に叙する（各通）（以上十月二十三日）
大野　邦男
恩藤　勇
笹崎　龍雄
正七位
従六位に叙する（各通）（十月二十五日）
大橋　巧
正五位に叙する
永山　良一
従五位に叙する
岡本　誠
正六位に叙する（以上十月二十六日）
吉本　秀雄　米山　治通
正五位に叙する（各通）（十月二十七日）
今西　宏之
正五位に叙する
伊藤　欽也
従五位に叙する
大柳　正廣
正七位に叙する（以上十月二十八日）

○叙勲

上原　正　大網　正雄　中尾　元
旭日単光章を授ける（各通）（十月十八日）
青木四郎助　酒井　久夫　佐子　太一
南雲　寅雄　外園　長人
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十日）
山田　守
旭日双光章を授ける（十月二十一日）
貴志　治　佐藤　五郎　丹野　泰藏
戸島　和仁　藤巻　伸吾　前迫　勇雄
山本　益夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
井手　清也　森下　利雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
池田陽一郎　高藤　圓　藤井　正之　渡邉　良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
齊藤　實　永山　二房
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十九日）
岩本　利一　黒岩　絹子　高崎　秀
瑞宝双光章を授ける（各通）
垣内　博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十日）
小田　信一　東城　久夫　松村　稔　若松　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
石田　義博　阪野　吉明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十一日）
瓦田　恭司　直江　俊一　矢島　榮子
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十二日）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける
（広島県警視）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十三日）
大野　邦男　中園　達紀
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十四日）
石渡　幸男　恩藤　勇
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十五日）
大橋　巧
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（以上十月二十六日）
新田　隆信　吉本　秀雄
瑞宝双光章を授ける（十月二十七日）
伊藤　欽也　今西　宏之
岩崎　敏　大柳　正廣
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十八日）
堺　修次　平井　和己　陸田　敏正
佐藤　好松　松川　惠一　木村　滋　鈴木　寛
祐川　光雄
杉森　弘充　藤田　秀人　山崎　幸雄
梅木　義晴　豊崎　治夫　清水　清人　野末　英明
柳澤　由男　菅原　芳弘　北嶋　富作
堀井　憲治　松本　宅司
小田　嘉彦　中野　實　山下　浩
一ノ瀬庄三　出口　政幸　柴山英一郎　永島　勇喜
菊池　一夫　小澤　匡之　榮　忠宏
齋藤　與八　松井　和彦
高藤　圓　藤井　正之　渡邉　良一
齊藤　實　永山　二房
岩本　利一　黒岩　絹子　高崎　秀
垣内　博
小田　信一　東城　久夫　松村　稔　若松　和夫
石田　義博　阪野　吉明
瓦田　恭司　直江　俊一　矢島　榮子
一ノ瀬庄三　出口　政幸　柴山英一郎　永島　勇喜
菊池　一夫　小澤　匡之　榮　忠宏
齋藤　與八　松井　和彦

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、沖縄県において開催された第三十二回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十七日午前九時三十一分御出門、同県へ行幸啓、同月二十日午後六時四十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月二十二日ルバノン国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年11月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年11月26日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

記

制定された日本工業規格

地理情報―SVGに基づく地図の表現及びサービス　X7197

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月26日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間797円」を「１時間802円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

東京労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都鉄鋼業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月26日

東京労働局長　伊岐　典子

東京都鉄鋼業最低賃金

1　適用する地域　東京都の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後１年未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間859円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月26日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間747円」を「１時間752円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月30日から効力を生ずる。